

ファイナンシャルプランナーより、
お役立ち情報をお知らせいたします

FP通信

2021年12月 第32号

発行

ベイヒルズ税理士法人

〒221-0052

横浜市神奈川区栄町1-1 KDX横浜ビル6階

TEL:045-450-6701 FAX:045-450-6706

HP: <https://www.bayhills.co.jp>



「駆け込み」ふるさと納税の注意点

駆け込みふるさと納税

2021年もあと少しで終わります。もしまだ、今年のふるさと納税の手続きをしていなかったり、追加をしたいと思っているなら、税の軽減を受けるために締め切りまでに手続きを完了しましょう。今回は駆け込みでふるさと納税をする場合の注意点をまとめました。

ふるさと納税とは

ご自身の応援したいと思う自治体を自由に選んで寄附ができる制度です。寄附をすることにより地域貢献につながるだけでなく、自治体によっては寄附者へ「お礼」という形でその土地の名産品や特産品が送られます。さらに、「確定申告」または「ワンストップ特例制度」を利用することによって、税金の控除・還付を受けることができます。



締め切りは？

2022年に税金の控除を受けるには、2021年の年末までに寄付をし、なおかつ寄付した事実を自治体に認めてもらう必要があります。寄付の受領日は、寄付金が自治体に届いた日で、寄付金の支払い方法によっては時間差が発生する場合がありますので注意してください。

支払方法と寄付の受領日	
クレジットカード	決済が完了した日
銀行振り込み	指定口座に支払った日
払込取扱票	指定口座に支払った日
現金書留	自治体側で受領した日

(1) ネット申請 & クレジットカードで手続きがおススメ

年末になると申し込みが殺到するので自治体の処理が遅れてしまうことがあります。翌年の扱いにされてしまうこともあるようです。ネット申請 & クレジットカード払いであれば、ギリギリでも間に合う可能性も高く、クレジットカードのポイントも付与されるのでおススメです。

(2) 自治体による締切日

自治体によっては、金融機関の営業日や郵送期間等を考慮し、12月早めに締め切りを設けている場合があります。各自治体ごとの締め切り日は事前にご確認ください。

ワンストップ特例の注意点

ワンストップ特例制度とは、自治体に申請書を送るだけで寄附分の税額控除を受けられる便利な制度です。

この制度を利用できる条件は、

- ・ 申込先が5自治体以内
- ・ もともと確定申告をする必要のない方
- ・ **期日までに**ワンストップ特例の申請書を提出



ワンストップ特例制度の申請書は1月10日必着

年末ぎりぎりにお手続きを行った場合、郵便状況や、予期せぬトラブルなどで、申請期日に間に合わなくなる可能性もありますので、早めに提出しましょう。

※ 期日までに提出が間に合わなかった場合は、「確定申告」でお手続きを進めることも可能です。

お礼の品がまとめて届く！？

もうひとつ注意しなければならないのが、年末にまとめてふるさと納税をするとお礼の品が一時期に集中して届く可能性もあります。大量のお礼の品が次々に届いてしまい、収納場所がないという状況にもなりかねません。複数回に分けてお礼の品が届くという「定期便」もおススメです。

お礼の品で悩んだら

手続きの締め切りまでに時間がないけど、お礼の品をどれにしたらよいかわからないという場合は、「ポイント制のふるさと納税」を利用する方法もあります。一部の自治体が導入しているもので、寄付金額に応じてポイントを受け取り、後からそのポイントを好きなお礼の品と交換できるので、好きなタイミングでゆっくりとお礼の品を選べるすることができます。



現在と将来のお金のことを考えてみませんか。気になることがある方は、お気軽にファイナンシャルプランナーまでお問合せ下さい。
連絡先：ベイヒルズ税理士法人 FP課 兒玉 045-450-6701